

正 誤 表

以下の資料の記載に変更がありますのでお知らせします。

- ・「2025 年度大学院学生便覧 国際地域文化研究科国際地域文化専攻履修要項」p. 66

<変更内容>

1. 博士前期課程

「研究科科目修得単位の振替認定および認定について」 1. 認定の方法 3)

<変更後>

- 3) 他大学の大学院（外国の大学院を含む）において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）の認定は、履修要項 1. I. (2) の 4)、5) および 6) の定めるところによるものとする。ただし、「地域研究方法論」「国際文化論」および「研究指導Ⅳ」「研究指導Ⅴ」「研究指導Ⅵ」の単位認定は認められない（なお「国際地域文化研究科大学院派遣留学生の「研究指導」科目の取扱」による場合、「研究指導」科目については「研究指導Ⅵ」のみ単位認定は認められない）。また専門科目のうち主要研究領域あるいはその他の領域のいずれの単位として認定するかは、学生の申請に基づき研究科が決定する。

<変更前>

- 3) 他大学の大学院（外国の大学院を含む）において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）の認定は、履修要項 1. I. (2) の 4)、5) および 6) の定めるところによるものとする。ただし、「地域研究方法論」「国際文化論」および「研究指導Ⅳ」「研究指導Ⅴ」「研究指導Ⅵ」の単位認定は認められない。また専門科目のうち主要研究領域あるいはその他の領域のいずれの単位として認定するかは、学生の申請に基づき研究科が決定する。

2026 年 3 月